

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく内閣総理大臣の処分に係る標準処理期間

消費者庁  
平成28年10月6日

内閣総理大臣が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）第65条第1項の規定に基づく認定、同法第69条第2項の規定に基づく更新、同法第71条第3項に基づく合併の認可又は同法第72条第3項の規定に基づく事業の譲渡の認可の申請を受け付けてから当該申請に対する処分をするまでに要する期間は、特段の事由が存在しない限り、60日から90日とする。